

名古屋市告示第215号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2の 3第 1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定しました。

令和 7年 4月10日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
一般財団法人日本消防設備安全センター
東京都港区虎ノ門 2－ 9－16
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
名古屋市消防関係事務手数料条例第 2条第 1項第41号から第47号までの規定に掲げる事務手数料
- 3 指定納付受託者として指定した日
令和 7年 4月10日

名古屋市消防局予防部予防課